

(2) 植物防疫法に基づく輸入規制

ア 植物防疫法施行規則 別表一の二 (第5条の2関係 (植物防疫法第6条関係))

輸出国で栽培地検査を要する地域、植物及び検疫有害動植物

最終改正 令和4年9月30日農林水産省令第55号

(ア) かんしょ関係抜粋

地域	植物	検疫有害植物
八 インド、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、ベトナム、スイス、ポルトガル、ケニア、コートジボワール、セネガル、トーゴ、ナイジェリア、ニジェール、ブルキナファソ、ベナン、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、アメリカ合衆国、グアテマラ、コスタリカ、西インド諸島、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ	あきになれ、あさ、アセロラ、あぶらつばき、アラビアコーヒー、アングロニア・アングスティフォリア、エラエオカルプス・デキビエンス、エンテロロビウム・コントルティシリクウム、オエケクラデス・マクラタ、カリステモン・ウィミナリス、キャッサバ、きゅうり、くずうこん、くちなし、クレロデンドルム・ウガンデンセ、くろみぐわ、くわくさ、けぶかわた、ケレウス・ヒルドマンニアヌス、こせんだんぐさ、ささげ、さつまいも、しまほおずき、しょうが、しょうじょうそう、しょうじょうぼく、じょうやうやし、シロギニアヤム、しろこやまもも、すいか、ステノクレウス・クエタロエンシス、せいようきらんそう、ソランドラ・マクシマ、だいず、たばこ、たまさんご、だんどぼろぎく、ティボウキナ・エレガンス、てりみのいぬほおずき、とうがらし、とうぐわ、トマト、なす、なつめ、なんごくいぬほおずき、にしきじそ、にんじん、パウロウニア・エロンガタ、パオババ、はなまき、ばらみつ、ばんじろう、ひめのうぜんかずら、ビルソニマ・キドニーフォリア、ペボかぼちや、みばしょう、モルス・セルティディオリア、ユフォルビア・プニケア、ヒロセレウス属植物、やぶらん属植物及びランプランツ属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	輸出国の政府機関によりその栽培地で行われた検査の結果 <i>Meloidogyne enterolobii</i> に侵されていないこと。

(イ) ばれいしょ関係抜粋

地域	植物	検疫有害植物
三 トルコ、オランダ、スウェーデン、ドイツ、フランス、ベルギー、ポルトガル、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、アルゼンチン、メキシコ	エリカ・キネレア、きくごぼう、キミキフガ・ラケモサ、てんさい、どいつあやめ、トマト、にんじん、ばれいしょ、ポテンティラ・フルティコサ、ヨーロッパしらかんば、ロニケラ・クシロステウム、かえで属植物及びこまくさ属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	輸出国の政府機関によりその栽培地で行われた検査の結果 <i>Meloidogyne chitwoodi</i> (コロンビアネコブセンチュウ) に侵されていないこと。
五 英国、オランダ、スイス、フランス、ベルギー、オーストラリア、ニュージーランド	アスバラガス、いろはもみじ、おらんだいちご、きくごぼう、きんぐさり、てんさい、トマト、にんじん、ばれいしょ、ゆきげゆり、ようしゅとりかぶと、ヨーロッパしらかんば、リーキ、ロニケラ・クシロステウム及びこまくさ属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	輸出国の政府機関によりその栽培地で行われた検査の結果 <i>Meloidogyne fallax</i> (ニセコロンビアネコブセンチュウ) に侵されていないこと。
六 インド、アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オランダ、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、フィンランド、ベラルーシ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ロシア、アメリカ合衆国、アルゼンチン、エクアドル、チリ、ペルー、ボリビア、メキシコ	アトリプレクス・コンフェルティフォリア、いんげんまめ、オープンティア・トルティスビナ、オープンティア・フラギリス、おらんだふうろ、きゅうり、サルソラ・カリ、しろざ、すべりひゆ、だいこん、てんにんぎく、とうがらし、トマト、はまびし、ばらもんじん、ばれいしょ、ペボかぼちや、ほうきぎ、ほうれんそう、マミラリア・ビビバラ、あぶらな属植物及びふだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	輸出国の政府機関によりその栽培地で行われた検査の結果 <i>Nacobbus aberrans</i> (ニセネコブセンチュウ) に侵されていないこと。
七 インド、インドネシア、シンガポール、スリランカ、タイ、中華人民共和国、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、香港、マレーシア、オマーン、英国、オランダ、デンマーク、ドイツ、フランス、ベルギー、ポーランド、ウガンダ、エジプト、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ギニア、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、スーダン、セネガル、ソマリア、タンザニア、ナイジェリア、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、南スーダン、モザンビーク、レユニオン、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、グアドループ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、パナマ、プエルトリコ、ブラジル、ベネズエラ、ペリーズ、ペルー、マルティニーク、メキシコ、アメリカ領サモア、オーストラリア、サモア、トンガ、ニウエ、ニュー・カレドニア、ノーフォーク島、バプアニューギニア、ハワイ諸島、フィジー	アボカド、うこん、エビプレムヌム・アウレウム、おくら、キルトスベルマ・シャミッソーニス、クプレッス・マクロカルバ、ケロシア・ニティダ、ココやし、さといも、さとうきび、しょうが、しよくようかん、だいいしよ、ちや、とうもろこし、トマト、なす、ばれいしょ、ばんれいし、びんろうじゆ、めきしこいとすぎ、らつかせい (さやのない種子を除く。)、カラテア属植物、くずうこん属植物、コーヒノキ属植物、こしょう属植物、ばしょう属植物、フィロデンドロン属植物、プセファランドラ属植物、ふだんそう属植物及びほうらいし属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの並びにアズビア属植物及びアンスリウム属植物の生植物 (種子及び果実を除く。) であつて栽培の用に供するもの	輸出国の政府機関によりその栽培地で行われた検査の結果 <i>Radopholus similis</i> (バナナネモグリセンチュウ) に侵されていないこと。

イ 植物防疫法施行規則 別表二（第9条関係（植物防疫法第7条関係））
輸入禁止地域、植物及び検疫有害動植物
最終改正 令和2年11月2日農林水産省令第75号

（ア）かんしょ関係抜粋

地域	植物	検疫有害植物
六 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、チャゴス諸島、中華人民共和国、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ラオス、アフリカ、アメリカ合衆国、ガイアナ、グアテマラ、西インド諸島、ベネズエラ、ペリズ、メキシコ、オーストラリア、オーストラリア領クリスマス島、ココス諸島、バプアニューギニア、ハワイ諸島、ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア	おおばはまあさがお、あさがお属植物、さつまいも属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部	<i>Cylas formicarius</i> （アリモドキゾウムシ）
七 中華人民共和国、アメリカ合衆国、ガイアナ、スリナム、西インド諸島、パラグアイ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ペルー、ノーフォーク島、ハワイ諸島、ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア	あさがお属植物、さつまいも属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部	<i>Euscepes postfasciatus</i> （イモゾウムシ）
十三 アメリカ合衆国、ハワイ諸島	アボカド、アルファルファ、いんげんまめ、インディゴフェラ・ヒルスダ、オクラ、きだちとうがらし、こしょう、さつまいも、さとうきび、すいか、だいこん、だいず、テラダまつ、とうがらし、とうもろこし、トマト、にがうり、パインアップル、ビナス・エリオッティ、ペボカぼちや、メロン、らつかせい（さやのない種子を除く。）、リーキ、れいし、アンズリュウム属植物（付表第四十九に掲げるものを除く。）、ばしろう属植物、ふだんそう属植物及びみかん科植物の生植物の地下部	<i>Radopholus citrophilus</i> （カンキツネモグリセンチュウ）

（イ）ばれいしょ関係抜粋

地域	植物	検疫有害植物
八 インド、ネパール、ブータン、トルコ、欧州（アルバニア、キプロス、ギリシャ及びラトビアを除く。）、アルジェリア、チュニジア、南アフリカ共和国、カナダ、ウルグアイ、エクアドル、フォークランド諸島、ペルー、ボリビア、ニュージーランド	なす科植物の生茎葉及び生塊茎等の地下部	<i>Synchytrium endobioticum</i> （ジャガイモがんしゅ病菌）
十 インド、インドネシア、スリランカ、パキスタン、フィリピン、イスラエル、イラン、トルコ、レバノン、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、ウガンダ、エジプト、カナリア諸島、ケニア、南アフリカ共和国、ルワンダ、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、チリ、ニカラグア、パナマ、ベネズエラ、ペリズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド	あかざ属植物及びなす科植物（付表第四十六に掲げるものを除く。）の生塊茎等の地下部	<i>Globodera rostochiensis</i> （ジャガイモシストセンチュウ）
十一 インド、パキスタン、トルコ、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ロシア、アルジェリア、カナリア諸島、ケニア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、チリ、パナマ、フォークランド諸島、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ニュージーランド	なす科植物（付表第四十六に掲げるものを除く。）の生塊茎等地下部	<i>Globodera pallida</i> （ジャガイモシロシストセンチュウ）